

高知市災害対応型給油所整備促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年1月27日

高知市長 岡崎 誠也

## 高知市災害対応型給油所整備促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時における石油製品の安定的な供給の確保を図るため、災害時の給油所の稼働に必要な設備を整備する者に対して高知市災害対応型給油所整備促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に所在し、かつ、平成24年12月に高知県が発表した「南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」の発生頻度の高い地震における、本市の浸水予測区域外に所在する給油所（以下「補助対象給油所」という。）を経営する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められる者
- (2) 県税又は市税を滞納している者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、災害時において補助対象給油所の稼働に必要な設備のうち、別表に掲げる設備を整備する事業とする。ただし、当該補助対象給油所に当該設備と同様の設備を整備するために国の補助金の交付を受けた場合又は受けようとしている場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金額は、補助対象経費の額又は補助限度額のうちいずれか少ない方の額を限度として、予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 災害時において、設備の損壊等やむを得ない場合を除き、給油の継続に務めること。
- (2) 災害時において、緊急車両、道路啓開のための重機等へ優先的に給油を行うとともに、国並びに県及び市の支援活動に協力すること。
- (3) 前号の支援活動に協力する旨を明示したステッカー等を掲示すること。

3 前項に定めるもののほか、市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出

書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。  
(変更承認等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(繰越承認)

第9条 補助事業者は、補助事業が補助金の交付決定の日の属する年度内に完了し難いと認められ、当該事業を翌年度に繰り越す必要が生じたときは、年度終了実績報告及び繰越承認申請書（様式第4号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、繰越しの可否を決定し、その旨を所定の補助事業繰越承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第8条第2項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第7号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(財産処分の制限等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、補助事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

3 補助事業者は、前項に規定する市長の承認を受けて財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

（稼動の確認等）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した自家発電設備のうち、処分制限期間を経過しないものについては、少なくとも年に1回以上当該設備が稼動するかどうかの確認を行わなければならない。

2 補助事業者は、前項の確認の結果及び同項に規定する自家発電設備の使用状況について、毎年5月31日までに稼動確認等報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。

（調査等）

第17条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（整備保管）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月29日から施行し、この要綱の規定による改正後の高知市災害対応型給油所整備促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年8月29日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月27日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和元年12月26日から適用する。

補助対象設備	補助対象経費	補助対象要件	補助限度額
自家発電設備	<p>自家発電設備（太陽光発電設備を除く。）の整備に要する経費のうち、次に掲げるもの。ただし、一般管理費、諸経費等を除く。</p> <p>(1) 本体購入費</p> <p>(2) 設置工事費（自家発電機のための建屋設置費及び当該設備の設置のために必要な既存設備の撤去費を含む。）</p> <p>(3) 電気工事費</p> <p>(4) 試験調整費</p> <p>(5) 消防関係法令に基づく申請に係る手数料</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすものであること。</p> <p>(1) 導入設備の出力合計が3kVA以上30kVA以下であること。ただし、当該補助対象給油所に既存の内燃機関発電設備がある場合は、既存の内燃機関発電設備と合わせて出力合計が30kVA以下であること。</p> <p>(2) 災害時において給油設備（計量機の表示部、くみ上げポンプ等）を稼動する能力を有するものであること。</p> <p>(3) 営業に関係のない設備への接続等、過剰な電力供給をしないこと。</p>	200万円
可搬式給油設備	<p>可搬式給油設備（手動式、バッテリー活用式等）の整備に要する経費のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 本体購入費</p> <p>(2) 設置工事費</p> <p>(3) 消防関係法令に基づく申請に係る手数料</p>		

備考

- 1 補助対象設備は、新品に限る。
- 2 消費税及び地方消費税は、補助金の交付の対象としない。